



串本町産後ケア事業のご案内

串本町では、出産後のお母さんとお子さんの新生活を応援するため「産後ケア事業」を実施しています。町が委託する医療機関・助産所等で『宿泊』『デイサービス』で助産師等による、お母さんのからだのケアや育児・授乳の相談を受けることができます。

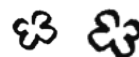


宿泊型：お母さんとお子さんが施設に宿泊して支援を受けることができます。
デイサービス型：お母さんとお子さんが日中に施設で支援を受けることができます。

利用できる方

串本町に住民登録のある生後1歳未満のお子さんとお母さんで下記に該当する方

○母子共に医療行為の必要がない方



産後ケア内容

助産師等の専門スタッフから、からだところ・育児のサポートを受けることができます。

- ・お母さんの体調管理、おっぱい相談などのからだのサポート
- ・沐浴・授乳方法等の育児指導、発育発達に関することなどの育児サポート
- ・その他お母さんとお子さんが必要とする保健指導及び育児相談

<利用形態>

種類	利用施設	区分	利用料 (日額)	利用日数上限
宿泊型	○くしもと町立病院 串本町サンゴ台 691-7 ☎0735-62-7111	生活保護世帯	無料	通算10日以内 ※デイサービス型 は1日4時間未満
	○かづこ助産院 那智勝浦町北浜 1-13 ☎0735-52-6798	町民税非課税世帯	1,500 円	
	○ちひろ助産院 田辺市朝日ヶ丘 3 番地 20 ☎0739-22-1138	町民税課税世帯	3,000 円	
	○新宮市立医療センター【注】 新宮市蜂伏 18 番 7 号 ☎0735-31-3333			
デイサービス型	○くしもと町立病院	生活保護世帯	無料	
	○かづこ助産院	町民税非課税世帯		
	○ちひろ助産院			
	○新宮市立医療センター【注】	町民税課税世帯	800 円	

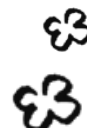
※宿泊型の利用料は1日の料金です。例：1泊2日の場合は、2日分の料金が必要となります。

お母さんの食事代については別途料金が必要です。

必要物品については支給がありませんので、各自ご用意ください。

【注】新宮市立医療センターで出産された方のみ利用可。生後4か月未満。

お申込み・お問合せ先：串本町子育て世代包括支援センター ☎0735-67-7007
 (串本町サンゴ台690番地5)



◆◆◆ 利用までの流れについては裏面をご覧ください ◆◆◆



★① 事前に申請が必要★

◇◆◇ 申込・申請先 ◇◆◇

串本町子育て世代包括支援センター（串本町役場 1 階）

電話：0735-67-7007

【電話・窓口受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く）】

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

- その際、保健師がご家族の状況・体調・出産・育児の不安などについてお伺いします。
- 利用開始日及び利用期間の希望を確認します。
（空き状況等によってはご希望にそえないこともあります。）
- 申請に必要なもの：串本町産後ケア事業利用申請書、母子健康手帳
（世帯の課税状況の確認ができない場合は、所得証明書などの書類が必要な場合があります。）

利用決定

② 利用承認通知書・利用券を発行

申請内容を審査し、事業の利用が決定となれば、利用の際に必要な「串本町産後ケア事業利用承認通知書」「利用券」を郵送します。※利用不可の場合、不承認通知書を郵送します。

📞 施設申込み（利用施設の予約）

③ 直接、利用施設と利用日について調整をしてください。（利用承認通知書が届いたら）

（必要により、保健師等が調整する場合があります。）

（注）利用日決定後のキャンセルについては、速やかに利用施設へ連絡してください。

（注）利用日決定後のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがあります。

産後ケア利用

④ 利用承認通知書・利用券を持参し、産後ケア利用

母子健康手帳、お母さんとお子さんの医療保険証もご持参ください。

⑤ 利用料のお支払い

※サービス利用後の心身の状況について、実施施設から町に報告をいただきます。
ご了承ください。

🏠 自宅へ

※必要に応じて、地区担当保健師等が引き続きお母さんのからだの事や育児について支援します。

いろいろなケアやアドバイスを受けながら、産後のからだをゆっくり休め、お子さんと自宅で過ごすイメージを作りながらゆったりと育児に向き合ってください。

